

情報提供資料

平成22年4月28日

日高市

日高市健康福祉部社会福祉課

042-989-2111 (内線)1151

担当者職・氏名 課長 関口 茂(内線1151)

主査 吉野 修(内線1155)

特定非営利活動法人鶴ヶ島ひまわり福祉会 に係る不正請求等について

標記法人については、平成21年12月から、県及び関係市町(日高市、所沢市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町)において、検査を実施したところ、設置運営する指定障害福祉サービス事業所において、次のとおり日高市に不正請求を行っていたことから、日高市における事業者登録の取消及び介護給付費等の返還請求を行いました。

1. 不正請求の相手方及びサービス種類

事業者 特定非営利活動法人 鶴ヶ島ひまわり福祉会
所在地 鶴ヶ島市新町四丁目4番地14
代表者 理事長 岡野 公一
事業所名 ケアステーション「ひまわり」
サービスの種類

- ・県の指定を受けたサービス 居宅介護、重度訪問介護
- ・市に登録している事業 移動支援事業、日中一時支援事業、生活サポート事業

2. 不正請求の内容

居宅介護 事業所内での利用者一時預かり等、居宅介護サービスに該当しないものを、居宅介護サービスを実施したものと偽り、介護給付費を不正に請求した。

(不正請求期間 平成20年12月から平成21年10月まで)

移動支援事業 事業所内で行っていた一時預かり等、移動支援事業に該当しないものを、移動支援事業を実施したものと偽り、移動支援事業の補助金を不正に請求していた。

(不正請求期間 平成18年10月から平成21年10月まで)

3. 不正請求額

日高市分 17,232,990円

(6市3町 総額 40,846,855円)

内訳(日高市分) 介護給付費(居宅介護) 1,983,390円

地域生活支援事業(移動支援事業) 15,249,600円

4. 日高市の行った措置

(1) 事業者登録取消

取消をする事業 移動支援事業、日中一時支援事業、生活サポート事業

(取消通知日 平成22年4月28日、効力発生日 平成22年7月1日)

取消理由 平成22年4月27日付け、埼玉県指定障害福祉サービス事業者の指定取消及び特定非営利活動法人の認証取消処分により、移動支援事業、日中一時支援事業及び生活サポートの登録事業者としての要件を欠くこと。

(県の指定取消による効力発生日 平成22年7月1日)

(2) 不正請求相当額及び加算額の返還請求

返還請求額 不正請求相当額 17,232,990円

加算額(介護給付費の40/100) 793,356円

(障害者自立支援法第8条第2項)

合計 18,026,346円

移動支援事業については、補助金の交付日から支払い済みまで年5%の利息を加算。

返還請求日 平成22年4月28日(返還期限 平成22年5月12日)

なお、本件については、本日埼玉県においても記者発表が行われていますので、申し添えます。